

総社市告示第91号

総社市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成23年総社市告示第21号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月29日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
（給付の申請） 第3条 用具の給付を受けようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（以下「申請書」という。）に小児慢性特定疾病医療受給者証の写し及び市町村民税額を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、公簿等で確認できる事項に係る書類は、省略することができる。				（給付の申請） 第3条 用具の給付を受けようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（以下「申請書」という。）に小児慢性特定疾病医療受給者証の写し及び <u>所得税額等</u> を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、公簿等で確認できる事項に係る書類は、省略することができる。			
別表第1（第2条関係） （単位：円）				別表第1（第3条関係） （単位：円）			
用具の種類	公費負担限度額	対象者	性能等	用具の種類	公費負担限度額	対象者	性能
便器	便器 4,450 手すり 5,400	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	便器	便器 4,450円 手すり 5,400	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。 <u>ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</u> ）
略				略			
特殊寝台	154,000	寝たきりの状態に	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使	特殊寝台	154,000	寝たきりの状態に	腕、脚等の訓練できる器具を付帯し、原則として使用

改 正 後				改 正 前			
		ある者	用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの			ある者	者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
略				略			
車椅子	略			車いす	略		
略				略			
頭部保護帽	12,160	発作等により頻繁に転倒する者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	略	頭部保護帽	12,160	発作等により頻繁に転倒する者	略
特殊便器	151,200	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	特殊便器	151,200	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く
略				略			
パルスオキシメーター	157,500	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、 <u>小児慢性特定疾病児童等又は介助者</u> が容易に使用し得るもの	パルスオキシメーター	157,500	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、 <u>介助者等</u> が容易に使用し得るもの
ストマ装具（消化器系）	106,800 （上記の金額は年間で補助できる上限）	人工肛門を造設した者（在宅以外（入院中又は施設	略	ストマ装具（蓄便袋）	106,800 （上記の金額は年間で補助できる上限）	人工肛門を造設した者	略

改正後				改正前			
		<u>入所)の者についても対象)</u>					
ストマ装具 (<u>尿路系</u>)	140,400 (上記の金額は 年間で補助できる 上限)	人工ぼう こうを造 設した者 (在宅以 外(入院 中又は施 設入所) の者につ いても対 象)	略	ストマ装具 (<u>蓄尿袋</u>)	140,400 (上記の金額は 年間で補助できる 上限)	人工ぼう こうを造 設した者	略
略				略			

別表第2 (第6条関係)

階層 区分	世帯の階層(細)区分	扶養義務者等の負担額	
		負担基準 月額	<u>負担基準 加算月額</u>
略			
C	A階層及びB階層を除き当該年度分の市 町村民税均等割の額のみ課税世帯	2,250	230
D1	A階層, B階層及びC階層を除き当 該年度分の市町村民税 の課税世帯であって, その市町村民税所得割 の額の区分	所得割の年額3,000円以下	290
D2		3,001~5,800円	350
D3		5,801~8,700円	380
D4		8,701~13,000円	430
D5		13,001~17,400円	470
D6		17,401~22,400円	550
D7		22,401~28,200円	630
D8		28,201~58,400円	810
D9		58,401~75,000円	940
D10		75,001~96,600円	1,160

別表第2 (第7条関係)

階層 区分	世帯の階層(細)区分	扶養義務者等の負担額	
		負担基準 月額	<u>加算基準 月額</u>
略			
C1	A階層及びD階層を除き 当該年度分の市町村民 税の課税世帯であっ て, その市町村民税の 額の区分が次の区分に 該当する世帯	所得割非課税世帯(均等割 のみ課税)	230
C2		所得割課税世帯	290

改正後					改正前				
D11	が次の区分 に該当する 世帯	96,601～121,800円	13,750	1,380	D1	A階層及びB 階層を除き 前年分の所 得税課税世 帯であつ て、その所 得税の額の 区分が次の 区分に該当 する世帯	所得税の年額2,400円以下	3,450	350
D12		121,801～175,500円	17,850	1,790	D2		2,401～4,800円	3,800	380
D13		175,501～221,100円	22,000	2,200	D3		4,801～8,400円	4,250	430
D14		221,101～380,800円	26,150	2,620	D4		8,401～12,000円	4,700	470
D15		380,801～549,000円	40,350	4,040	D5		12,001～16,200円	5,500	550
D16		549,001～579,000円	42,500	4,250	D6		16,201～21,000円	6,250	630
D17		579,001～700,900円	51,450	5,150	D7		21,001～46,200円	8,100	810
D18		700,901～849,000円	61,250	6,130	D8		46,201～60,000円	9,350	940
D19		849,001～1,041,000円	71,900	7,190	D9		60,001～78,000円	11,550	1,160
D20		1,041,001円以上	全額	左の負担 基準月額 の10%。た だし、その 額が8,560 円に満た ない場合 は、8,560 円	D10		78,001～100,500円	13,750	1,380
				D11	100,501～190,000円		17,850	1,790	
				D12	190,001～299,500円		22,000	2,200	
				D13	299,501～831,900円		26,150	2,620	
				D14	831,901～1,467,000円		40,350	4,040	
				D15	1,467,001～1,632,000円		42,500	4,250	
				D16	1,632,001～2,302,900円		51,450	5,150	
				D17	2,302,901～3,117,000円		61,250	6,130	
				D18	3,117,001～4,173,000円		71,900	7,190	
				D19	4,173,001円以上		全額	左の負担 基準月額 の10%。た だし、その 額が8,560 円に満た ない場合 は、8,560 円	

備考

1 負担月額の決定の特例

(1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の負担基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める負担基準加算月額によりそ

備考

1 負担月額の決定の特例

(1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の負担基準額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準額によりそれぞれ算

改正後	改正前
<p>れぞれ算定するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者がいないときは、負担月額の決定は行わないこととする。ただし、児童本人に市町村民税が課せられているときは、当該児童について、扶養義務者に準じて負担月額を決定するものとする。</p> <p>2 世帯階層区分の認定</p> <p>(1) 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税等により行うものとする。</p> <p>(2) 認定の基礎となる用語の定義は、小児慢性特定疾病対策総合支援事業実施要綱（平成27年5月28日付雇児発0528第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙）別添2備考に定める用語の定義とする。</p>	<p>定するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者がいないときは、負担月額の決定は行わないこととする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課せられているときは、当該児童について、扶養義務者に準じて負担月額を決定するものとする。</p> <p>2 世帯階層区分の認定</p> <p>(1) 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税状況により行うものとする。</p> <p>(2) 認定の基礎となる用語の定義は、小児慢性特定疾病対策総合支援事業実施要綱（平成27年5月28日付雇児発0528第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別添）別添2備考に定める用語の定義とする。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。